大阪府国民健康保険運営方針中間見直しに係る検討結果について

別紙３－１
（令和8年度第1回大阪府市町村主管課長会議（R8.9.7）資料1-1）

◆ 令和５年12月19日に策定した現行の大阪府国民健康保険運営方針（以下「府運営方針」という。）は、対象期間を令和６年４月１日から令和12年３月31日までの６年間としている。
◆ 令和９年度で策定から３年が経過することから、国民健康保険法第８２条の２第６項に基づき、令和６年度から実施しているＰＤＣＡサイクルによる進捗管理（把握・分析・評価）等を基に、事業運営検討WG及び財政運営検討WGにおいて、市町村と協議の上、中間見直しの検討を実施。
◆ 検討内容を踏まえ、現行の府運営方針の改定を行う。

中間見直しの検討の方向性

➢ 現行の府運営方針策定時と比較して、市町村財政は決算補填等を目的とした法定外繰入等の解消が進んでいる一方で、収納率は近年下降傾向にあり、依然として全国平均を下回る状況（令和７年度期末評価：▲）。医療費適正化についても、後発医薬品の使用割合は全国平均との差が縮まるなど改善（令和７年度期末評価：〇）はあるものの、特定健診実施率等をはじめ依然として全国平均を下回る状況（令和７年度期末評価：×）。
➢ このような現状を踏まえ、中間見直しにおいては、保険者努力支援制度評価点のさらなる獲得に向けた収納率の向上や医療費適正化に向けた取組が必要。

中間見直しの主な検討結果

✓ ＰＤＣＡサイクルによる進捗管理等を基にした課題への対応

〇　収納率向上に向けた効果的な取組の継続
・地域の実情に応じた収納対策を進めるとともに、口座振替の推進、コンビニ収納の活用、広報、督促状の速やかな発送については、継続して実施していく旨を追記。
〇　保険者努力支援制度の活用を通じた公費獲得及び医療費適正化のさらなる推進
・ＰＤＣＡサイクルによる進捗管理のもと、全国順位の向上とさらなる公費獲得をめざしていることから、本制度の得点及び交付額の状況を追記。また、制度を積極的に活用していく必要があることから、さらに推進していく旨を追記。

✓ 法改正を踏まえた対応

〇　法改正を踏まえた大阪府国民健康保険財政安定化基金に係る検討
・財政安定化基金の取崩（安定的な財政運営の確保のために特に必要があると認められる場合）については、広域化調整会議における協議により実施する旨を追記。　※大阪府国民健康保険財政安定化基金条例の２月定例会での改正を予定。

今後のスケジュール

9月下旬～	10月上旬～	11月下旬	12月末
法定市町村意見聴取	パブリックコメント	運営協議会開催	運営方針改定・公表